

国民の権利及び義務に関する措置

「武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」（事態対処法第3条第4項）こととされており、この原則に基づき、国民の権利及び義務に関する措置については、限定的に規定する。

